

令 7 薬 務 第 554 号
令和7年（2025年）8月14日

一般社団法人山口県医師会長
一般社団法人山口県薬剤師会長
一般社団法人山口県病院協会長
山口県病院薬剤師会長
様

山口県健康福祉部薬務課長

注射用サイメリン50mg及び注射用サイメリン100mgの有効期間の
延長について

このことについて、厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長から別添のとおり
通知がありましたので、貴会会員への周知をお願いします。

なお、通知の電子ファイルを下記ホームページに掲載しています。

記

薬事・令和7年度厚生労働省等通知（薬局・医薬品等販売業）
(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/48/298724.html>)

薬事班
担当 矢野
TEL 083-933-3020
FAX 083-933-3029